

事故発生 の 報告 について

平成19年 9月19日、障第 771 号
各障害福祉サービス事業所の長・障害者支援施設の長・
相談支援事業所の長・障害児施設の長宛
岡山県保健福祉部障害福祉課長通知

岡山県の障害福祉行政の推進に平素からご理解とご協力を賜り、深く感謝申し上げます。 さて、各事業所及び施設におかれましては、障害者自立支援法に係る次の各厚生労働省令により、サービスの「提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行う」ことが義務づけられています。

つきましては、事故発生時の県への報告様式を別添「利用者事故等報告書」のとおり定めましたので、事故が発生した際は速やかに報告してください。

記

1 根拠法令

- (1) 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（厚生労働省令第 1 7 1 号）第 4 0 条第 1 項及び準用規定
- (2) 障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（厚生労働省令第 1 7 2 号）第 5 4 条第 1 項
- (3) 障害者自立支援法に基づく指定相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（厚生労働省令第 1 7 3 号）第 2 8 条第 1 項 準（厚生労働省令第 1 7 4 号）第 3 2 条第 1 項及び準用規定
- (5) 障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（厚生労働省令第 1 7 7 号）第 4 3 条第 1 項
- (6) 児童福祉法に基づく指定知的障害児施設等の人員、設備及び運営に関する基準（厚生労働省令第 1 7 8 号）第 5 0 条第 1 項及び準用規定

2 報告を要する事故

サービス提供時に発生した次の事故については報告を要するものとします。

- (1) 利用者（児）が行方不明となったとき（外部の協力により捜索活動が必要となる場合）
- (2) 利用者（児）が死亡したとき
診断書の写しを添付してください。
- (3) 利用者（児）が医療機関で治療を受けたとき
- (4) 事故等により損害賠償が生じるとき
- (5) その他事業所及び施設の長が必要と認めるとき

3 その他

「利用者事故等報告書」の内容を含む任意の様式による報告はこれを認める。

利用者事故等報告書

平成

県民局健康福祉部長 殿

(事業者・施設設置者等の職・氏名)

印

下記のとおり事故等が発生しましたので報告します。

記

利用者氏名	(男・女)		生年 月日	年 月 日 (満 歳)
住 所				
支給決定 市 町 村		利用サ ー ビス名		
事 故 等 発 生 日 時	平成	年	月	日 (曜日) 午前・午後 時 分頃
事 故 等 発 生 場 所				
事 故 等 の 状 況				
事 故 等 に 対する対応				
事 業 所 の 担 当 者	(担当者名 :) (T E L : F A X :)			
備 考				